

令和7年度 奈良県幼・小・中・義務教育学校

教育課程研究集会

中学校 美術科



学習指導要領の趣旨を踏まえた 指導の在り方について

奈良県教育委員会事務局
義務教育課
義務教育指導係
福呂 当起

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

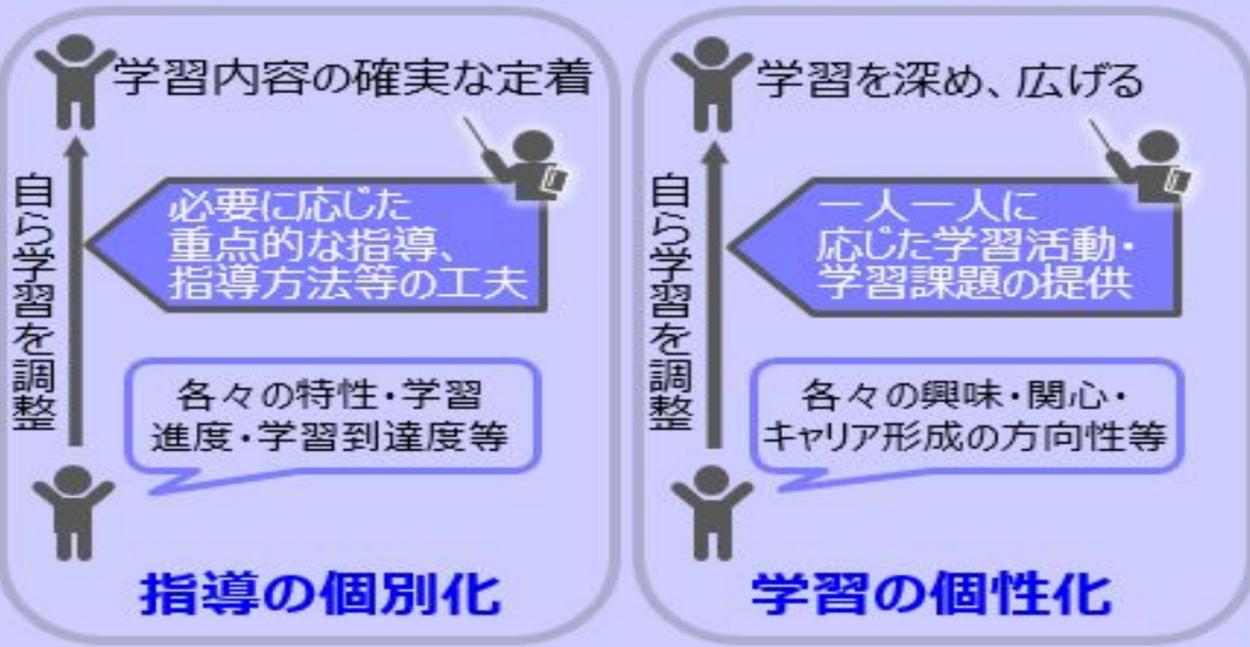
学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

授業改善

一体的に
充実

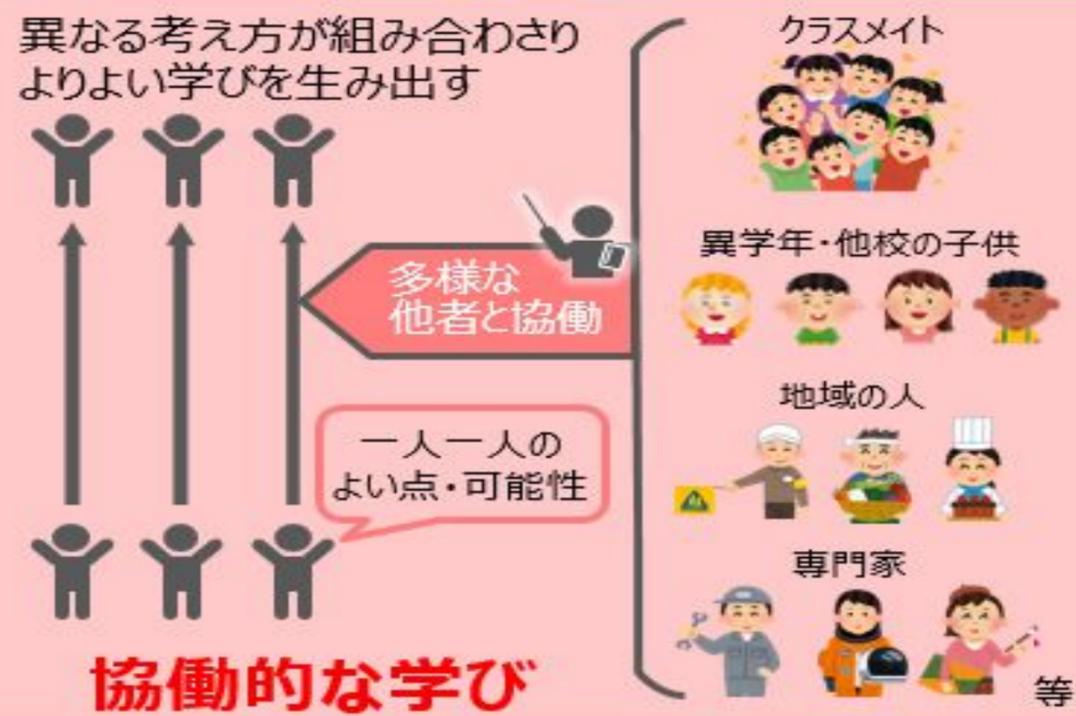
授業外の
学習の改善

資質・能力の育成



個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）

修得主義
の考え方を生かす
・個々人の学習状況に応じて学習内容を提供
・一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視



協働的な学び

・集団に対して共通に教育を行う
・一定の期間の中で個々人の多様な成長を包含

履修主義
の考え方を生かす

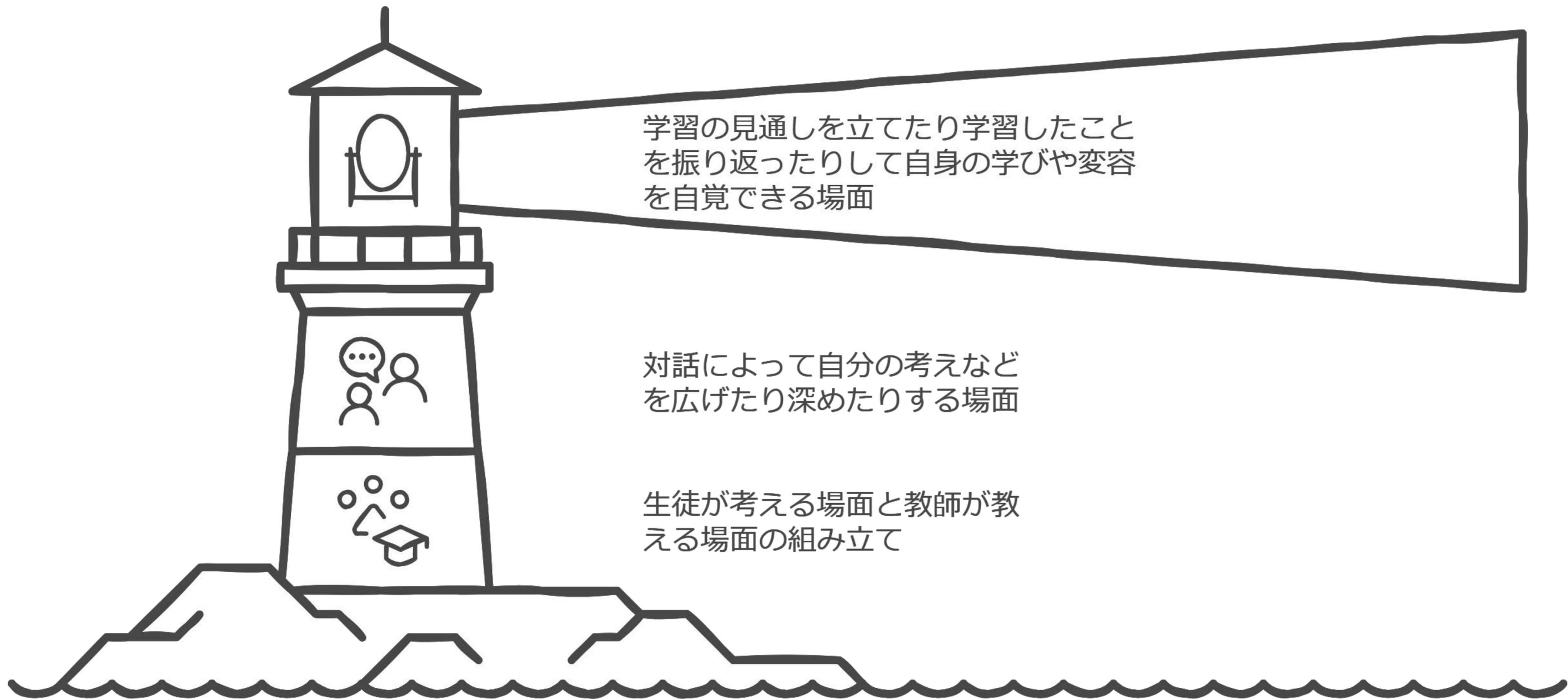
これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

授業改善を進める視点



学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面

対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面

生徒が考える場面と教師が教える場面の組み立て

(2)「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図ること。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。



対象などの形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉える視点

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。



対象などの全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉える視点

授業づくりのイメージ

